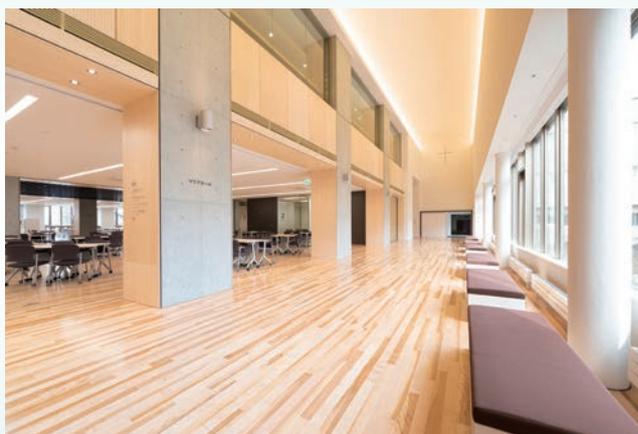
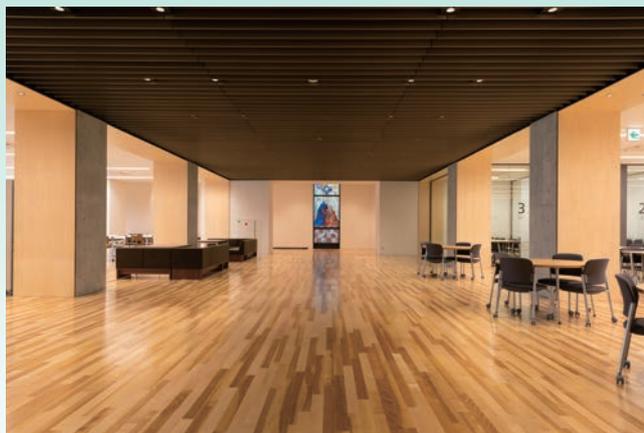


月報私学

2021

2

VOL.278



JR札幌駅の近郊に立地し通学に便利な天使大学に、2020年春に新たな施設が完成しました。カトリック精神を大切にしているデザインに、これからの時代に不可欠な学生の主体的な学びをサポートする空間を実現しています。上段左はラーニングcommons、グループ学習室、学生食堂で構成されるマリアホール、下段左は看護や栄養の専門図書の数々が北海道内有数の図書館、上下段右はカトリックらしい意匠を持たせた外観と回廊です。

写真提供：学校法人 天使学園 天使大学（北海道札幌市）

CONTENTS

- 令和元年度決算集計からみた大学・短期大学の財務状況 2
- 経営実務Q&A 4
- 令和2年度 私学スタッフセミナーの報告 5
- 連載◎ 魅力あふれる学校づくりを目指して
伝統の継承と持続的な発展を目指して 6
- 資格取得・資格喪失報告書の事前受付 8
- 私学共済制度の加入者資格 Q&A／学校の設置・変更等をしたときの手続き 9
- 任意継続加入者制度のご案内 10
- 特定健康診査の結果データの提出期限と特定保健指導の利用のお願い 11
- 共済業務における押印の見直し／人間ドック利用費用補助事業の見直し／
私学メンバーズカードの年会費が改定されます／在職中の年金の支給停止 12
- 貸付金の償還 13
- INFORMATION 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内 16

令和元年度決算集計からみた
大学・短期大学の財務状況

私学事業団では、「令和2年度学校法人基礎調査」を基に元年度決算データを集計した『令和2年度版 今日私学財政(大学・短期大学編)』CD・ROMを作成し、調査にご協力いただいた各学校法人に送付しました。

法人種別の事業活動収支差額比率(表1)

事業活動収支差額比率とは、事業活動収入から事業活動支出を差し引いた基本金組入前当年度収支差額の事業活動収入に対する割合です。同比率のプラス幅が大きくなるほど自己資本の充実につながることから、経営の健全化のためには同比率がプラスの状態を継続していくことが重要です。反対に、同比率がマイナスに転じた場合は、当年度の事業活動収入で事業活動支出を賄うことができず、自己資本を取り崩すこととなります。その要因が臨時的な場合は別として、この状況が長期間続くと経営にも影響を及ぼし、資金繰

表1 事業活動収支差額比率及びマイナスの割合(法人種別)

大学法人

区分	集計法人数	事業活動収入計(A)【百万円】	事業活動支出計(B)【百万円】	基本金組入前当年度収支差額(C=A-B)【百万円】	事業活動収支差額比率(C/A)【%】	事業活動収支差額比率がマイナス(0%未満)			
						(うち△20%未満)		(うち△20%未満)	
						法人数	割合【%】	法人数	割合【%】
平成27年度	548	6,299,130	6,019,394	279,735	4.4	198	36.1	34	6.2
28	548	6,385,813	6,087,439	298,375	4.7	216	39.4	34	6.2
29	551	6,499,420	6,201,812	297,608	4.6	217	39.4	37	6.7
30	549	6,574,729	6,313,779	260,950	4.0	206	37.5	44	8.0
令和元	555	6,708,252	6,452,083	256,169	3.8	236	42.5	41	7.4

(注1) 大学法人…大学を設置している学校法人とする。
(注2) 表示された数値以下の端数は個々に切り捨て、又は四捨五入してあるので、合計欄の数値と一致しないことがある。

短期大学法人

区分	集計法人数	事業活動収入計(A)【百万円】	事業活動支出計(B)【百万円】	基本金組入前当年度収支差額(C=A-B)【百万円】	事業活動収支差額比率(C/A)【%】	事業活動収支差額比率がマイナス(0%未満)			
						(うち△20%未満)		(うち△20%未満)	
						法人数	割合【%】	法人数	割合【%】
平成27年度	109	163,860	164,182	△ 323	△ 0.2	45	41.3	4	3.7
28	109	178,394	165,962	12,433	7.0	38	34.9	5	4.6
29	105	160,773	159,501	1,237	0.8	52	49.5	12	11.4
30	104	154,440	156,401	△ 1,961	△ 1.3	61	58.7	14	13.5
令和元	100	144,985	149,555	△ 4,570	△ 3.2	64	64.0	12	12.0

(注1) 短期大学法人…大学法人以外で短期大学又は高等専門学校を設置している学校法人とする(高等専門学校法人を含む)。
(注2) 表示された数値以下の端数は個々に切り捨て、又は四捨五入してあるので、合計欄の数値と一致しないことがある。

りに支障を来す可能性もあります。
大学法人
大学法人全体の事業活動収支差額比率は、平成30年度の4.0%から3.8%へ下降しています。
次に同比率がマイナスとなっている法人数は555法人のうち236法人で、その割合は42.5%となり、平成30年度の37.5%から上昇しています。
なお、同比率がマイナス20%未満の法人数は、41法人で平成30年度の44法人から減少しています。
短期大学法人
短期大学法人全体の事業活動収支差額比率は、平成30年度のマイナス1.3%からマイナス3.2%へ下降しています。これは、学生生徒等納付金の減少額に対して、人件費の減少額が少なかった法人の多くなったことが主な要因と考えられます。
次に同比率がマイナスとなっている法人数は、100法人のうち64法人で、その割合は64.0%となり、平成30年度の58.7%から上昇しています。

表2 事業活動収支差額比率及びマイナスの割合(学校種別)

大学

区分	集計学校数	事業活動収入計(A)【百万円】	事業活動支出計(B)【百万円】	基本金組入前当年度収支差額(C=A-B)【百万円】	事業活動収支差額比率(C/A)【%】	事業活動収支差額比率がマイナス(0%未満)			
						(うち△20%未満)		(うち△20%未満)	
						学校数	割合【%】	学校数	割合【%】
平成27年度	596	3,353,984	3,237,051	116,933	3.5	243	40.8	89	14.9
28	590	3,365,428	3,254,390	111,038	3.3	232	39.3	84	14.2
29	595	3,431,377	3,307,295	124,083	3.6	234	39.3	90	15.1
30	592	3,467,442	3,344,844	122,598	3.5	215	36.3	80	13.5
令和元	599	3,498,558	3,379,532	119,026	3.4	222	37.1	84	14.0

(注1) 大学…学校法人会計基準第13条及び第24条の規定による会計単位としての大学部門とする。
(注2) 表示された数値以下の端数は個々に切り捨て、又は四捨五入してあるので、合計欄の数値と一致しないことがある。

短期大学

区分	集計学校数	事業活動収入計(A)【百万円】	事業活動支出計(B)【百万円】	基本金組入前当年度収支差額(C=A-B)【百万円】	事業活動収支差額比率(C/A)【%】	事業活動収支差額比率がマイナス(0%未満)			
						(うち△20%未満)		(うち△20%未満)	
						学校数	割合【%】	学校数	割合【%】
平成27年度	324	187,522	193,439	△ 5,916	△ 3.2	184	56.8	76	23.5
28	321	183,776	184,242	△ 466	△ 0.3	173	53.9	68	21.2
29	317	174,450	180,604	△ 6,154	△ 3.5	191	60.3	86	27.1
30	310	167,091	175,289	△ 8,198	△ 4.9	196	63.2	86	27.7
令和元	299	149,672	163,424	△ 13,752	△ 9.2	205	68.6	104	34.8

(注1) 短期大学…学校法人会計基準第13条及び第24条の規定による会計単位としての短期大学部門又は高等専門学校部門とする。
(注2) 表示された数値以下の端数は個々に切り捨て、又は四捨五入してあるので、合計欄の数値と一致しないことがある。

なお、同比率がマイナス20%未満の法人数は、平成30年度の14法人から12法人に減少しています。

学校種別の事業活動収支差額比率(表2)

大学

大学全体の事業活動収支状況は、事業活動収入・事業活動支出ともに平成30年度から増加するも、事業活動収支差額比率は、平成30年度の3・5%から3・4%へ下降しています。

次に同比率がマイナスとなっている学校数は、599校のうち222校で、その割合は37・1%となり、平成30年度の36・3%から上昇しています。

また、同比率がマイナス20%未満の学校数も平成30年度の80校から84校に増加しています。

短期大学

短期大学全体の事業活動収支差額比率は、平成30年度のマイナス4・9%からマイナス9・2%に下降しています。

次に同比率がマイナスとなっている学校数は、299校のうち205校で、その割合は68・6%となり、平成30年度の63・2%から上昇しています。

また、同比率がマイナス20%未満の学校数も平成30年度の86校から104校に増加しています。

運用資産と要積立額(表3)

学校法人の安定的な経営のために、施設・設備の拡充・更新や、教職員等の退職金の支払い及び奨学金の支払い等の将来的に必要な資金需要

(要積立額) に対して十分な運用資産を保有していることが望ましいと考えられます。しかし、事業活動収支差額がマイナスの状況が続く等の要因で資金的な余裕がなくなると、要積立額に対応する運用資産を十分に保有できない状況や運用資産の一部を取り崩して支払いに充てている状況になり、本来保有しておくべき金額に不足が生じることになります。

大学法人

大学法人では、運用資産、要積立額ともに増加したものの、要積立額の増加の方が大きくなった結果、積立不足額も増加しました。また、積立率は平成30年度の72・7%から71・9%へ下降しています。

短期大学法人

短期大学法人では、運用資産、要積立額ともに減少したものの、運用資産の減少額の方が大きくなった結果、積立不足額が増加しました。なお、積立率は平成30年度の74・4%から72・5%へ下降しています。

まとめ

事業活動収支差額比率は、学校法人の収支状況を端的に表します。事業活動収支差額のマイナス分を補うために内部留保の資産を取り崩す状況が続けば、施設の建て替えや設備等の更新計画の遅れにつながることも考えられます。

す。減価償却累計額が年々増加している点も、施設・設備等の更新計画を策定するうえでの懸念材料です。過去から蓄積してきた運用資産は、この厳しい経営環境を乗り越えるための貴重な財源です。施設設備の拡充・更新計画や奨学金の創設等を盛り込んだ各学校法人の中長期計画に基づいて運用資産の蓄積目標を定め、資産運用を行う場合には使途目的にかなった運用計画に従って行うことが重要です。

学校法人においては、これまで以上に教育内容の充実・特色化を図るとともに、安定的な経営基盤を維持して、学校経営を行うことが求められます。

最後になりますが、学校法人基礎調査にご協力いただいた各学校法人の皆様にはこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。

表3 運用資産と要積立額

大学法人

区分	集計法人数	運用資産(A)【億円】	要積立額(B)【億円】	要積立額内訳【億円】				積立不足額(B-A)【億円】	積立率(A/B)【%】
				減価償却累計額(有形固定資産)	第2号基本金	第3号基本金	退職給与引当金		
平成27年度	548	97,489	131,729	95,467	8,332	15,138	12,792	34,240	74.0
28	548	99,210	136,584	100,209	7,834	15,626	12,915	37,374	72.6
29	551	101,452	140,118	103,707	7,406	16,005	13,000	38,666	72.4
30	549	105,045	144,537	107,505	7,386	16,547	13,099	39,492	72.7
令和元	555	107,052	148,864	111,309	7,525	16,838	13,192	41,812	71.9

(注1) 大学法人…大学を設置している学校法人とする。
 (注2) 運用資産…固定資産のうち有価証券と特定資産、流動資産のうち有価証券と現金預金である。
 (注3) 積立率…今日の私学財政では小数第一位を、本誌では小数第二位をそれぞれ四捨五入している。

短期大学法人

区分	集計法人数	運用資産(A)【億円】	要積立額(B)【億円】	要積立額内訳【億円】				積立不足額(B-A)【億円】	積立率(A/B)【%】
				減価償却累計額(有形固定資産)	第2号基本金	第3号基本金	退職給与引当金		
平成27年度	109	3,196	4,136	3,462	239	229	206	940	77.3
28	109	3,289	4,293	3,603	239	240	211	1,004	76.6
29	105	3,172	4,257	3,586	236	234	201	1,085	74.5
30	104	3,184	4,281	3,566	230	286	199	1,097	74.4
令和元	100	3,065	4,229	3,531	219	289	190	1,164	72.5

(注1) 短期大学法人…大学法人以外で短期大学又は高等専門学校を設置している学校法人とする(高等専門学校法人を含む)。
 (注2) 運用資産…固定資産のうち有価証券と特定資産、流動資産のうち有価証券と現金預金である。
 (注3) 積立率…今日の私学財政では小数第一位を、本誌では小数第二位をそれぞれ四捨五入している。

問い合わせ先(私学振興事業本部)
 私学経営情報センター 私学情報室
 03(3)230-7846~7848
 Eメール center@shigaku.go.jp

経営実務 Q&A

学校法人から、私学経営情報センターに寄せられた会計処理に関する質問をQ&A形式でまとめましたので、ご参照ください

電子書籍端末の購入

Q1 教育活動に使うために、電子書籍端末を購入しました。購入金額が法人の規程における固定資産計上すべき金額未満である場合、会計処理はどのようにしたらよいでしょうか。

A1 法人の固定資産計上の基準で判断いただき、その基準金額を下回るようであれば

(大科目) 教育研究経費 (支出)
(小科目) 消耗品費 (支出)
などが考えられます。

一方で、電子書籍端末がないと図書が閲覧できない場合、少額重要資産として計上することも考えられます。もし、少額重要資産とするのであれば、経理規程等に具体的な内容を明記することが望ましいでしょう。

有価証券の買い替え

Q2 有価証券が満期を迎え、同額・同種の有価証券に買い替えた場合、会計処理はどのようにしたらよいでしょうか。

A2 有価証券の償還と購入は別々の取引になりますので、別々に表示する必要があります。

【償還】(大科目) 資産売却収入、
(小科目) 有価証券償還収入 など
【購入】(大科目) 資産運用支出、
(小科目) 有価証券購入支出 など

が考えられます。

卒業生への支援

Q3 本学の大学を卒業し海外の大学院へ進む学生に対して、特別奨励金を支給しています。会計処理はどのようにしたらよいでしょうか。

A3 在校生に対しての教育研究のためではなく、卒業生に対しての奨励金のため、奨励費支出にはなりません。

(大科目) 管理経費 (支出)
(小科目) 雑費 (支出) など
が妥当であると考えます。

看護専門学校廃止後の支出処理

Q4 大学に看護学部を新設したことに伴い、既存の看護専門学校を廃止します。しかしながら、看護専門学校を廃止した後も、卒業証明書発行などの手続きのため、看護専門学校に関する支出の発生が見込まれます。会計処理はどのようにしたらよいでしょうか。

A4 昭和55年11月4日文管企第250号「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について(通知)」において、「他の部門の業務に属さない事項の処理に關すること」は学校法人部門の業務範囲であることが示されていることから、廃止部門の収支は原則的に学校法人部門に計上します。
ただし、看護学部事務室など、大学部門が当該業務を所轄する場合は、大学部門に計上してよいでしょう。

休学者の在籍料の取り扱い

Q5 休学者から在籍料を徴収する場合、会計処理はどのようにしたらよいでしょうか。

A5 学校法人が在籍料を規程でどのように定めているかにより、会計処理が異なります。

①休学中は在籍料として授業料(の一部)を徴収する場合
(大科目) 学生生徒等納付金 (収入)
(小科目) 授業料 (収入)

②休学中は在籍料として事務手数料を徴収する場合(授業料は0円)
(大科目) 手数料 (収入)
(小科目) 法人が独自に設定する(休学時登録料収入など)
が考えられます。

問い合わせ先(私学振興事業本部)
私学経営情報センター 私学情報室
☎03(3)2330)7846~7848
Eメール center@shigaku.go.jp

令和2年度 私学スタッフセミナーの報告

私学事業団では、将来、学校経営を担う若手職員を対象に、学校法人経営や高等教育政策の諸課題についての広範な知識及び柔軟な思考力を修得し、大学改革に向けた意識を高めることを目的として、今年度も「私学スタッフセミナー」を開催しました。

今年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、定員規模を縮小しての開催としました。

このような状況の中、全体では定員の2倍を超える応募をいただきました。10月の仙台会場は、20法人20名が参加されました。なお、12月に予定していた大阪会場は、開催直前に新型コロナウイルスの感染が拡大している状況にあり、中止としました。

このセミナーの特長は、次のとおりです。

- ① 4人1組のグループワークが中心
- ② グループ発表を行う
- ③ 同世代の職員と語り合える
- ④ 基礎的な知識（私立大学等の現状、学校法人会計、財務分析等）を短期間に修得できる
- ⑤ 講師と率直な意見交換ができる

今回のグループワークは、「学校法人の中長期経営計画の作成」をテーマに、学校法人の現状を分析し、中長期

経営計画を作成する実践力を養うことを目的としました。

グループワークでは、提示された情報をもとに、学校法人の経営者側の視点に立って経営・財務・教学等の幅広い知識を活用した多角的考察を行い、根拠に基づいた中長期経営計画を作成しました。計画の作成に当たっては、一職員の業務の視点だけに捉われず、大学が永続的に教育を続けられるよう広い視野で経営方針を立てることを意識して取り組みました。

最終日にはグループ発表として、作成した中長期経営計画を理事会で報告することを想定したプレゼンテーションを行いました。



グループワーク（仙台会場）

◆私学スタッフセミナー

日時・場所：令和2年10月28日(水)～30日(金) 仙台ガーデンパレス
令和2年12月9日(水)～11日(金) 大阪ガーデンパレス(中止)
※2泊3日の合宿形式で実施

対象：令和2年4月1日時点で、32歳以下かつ入職3年目以降の大学、短期大学又は高等専門学校職員

参加：仙台会場 20名
大阪会場 中止

○1日目

時間	内容等
13:00～	開会・アイスブレイク
14:30～	講演「私立大学等の現状について」 私学経営情報センター職員
15:30～	講演「学校法人会計基準」 私学経営情報センター職員
16:40～	講演「財務分析と経営計画」 私学経営情報センター職員
19:00	終了

○2日目

時間	内容等
9:10～	グループワークの資料の説明・グループワークI (SWOT分析、発表)
13:00～	グループワークII (重点課題の整理、中長期計画の立案)
19:00～	グループワークIII (発表準備)
20:00	終了

○3日目

時間	内容等
9:00～	グループ発表
11:00～	修了証書授与・表彰・講評
12:00	閉会

とができました。

本セミナーが参加者にとって有意義であり、職員の役割について考える機会となったことが伝わってきます。

本事業団では、来年度も引き続き職員の能力開発に貢献してまいりたいと考えています。

セミナー後のアンケートでは、多くの参加者から、自らの意識改革の必要性や職員としての資質向上の大切さに気づいたなどの感想をいただきました。以下、アンケートの回答の一部をご紹介します。

- ・ 常に大学が置かれている状況を意識することや第三者の視点で別の見方をしてみるなど、多様な観点から考えることの大切さを学びました。
- ・ 大学職員一人ひとりが危機感、スピード感を持って大学の経営に関心を持つ、又は携わることが必要だと感じました。
- ・ 同年代に囲まれ、日常では感じることのできない大きな刺激を受けるこ

問い合わせ先（私学振興事業本部）

私学経営情報センター 私学情報室

☎ 03(3230)7849～7851

Eメール center@shigaku.go.jp

魅力あふれる学校づくりを目指して

伝統の継承と持続的な発展を目指して

連載 62

学校法人天使学園 天使大学学長 田畑 邦治

はじめに

学校法人天使学園（札幌市）は、2017年に創立70周年を、また2020年には天使大学開設20周年を迎えました。こうした本学園の「古希」と大学の「成人式」を祝賀して、新しい校舎も完成させました。学園の伝統を生かし、現代における社会のニーズに対応して、未来への持続的発展を期するためです。諸方面からいただいた物心両面にわたるご支援に、厚く御礼申し上げます。

大学紹介

天使大学は、ローマに本部を置くマリアの宣教師フランシスコ修道会が、戦後の札幌で高度な看護教育を始めることを目的に、1947年に設立した札幌天使女子厚生専門学校が前身です。2000年には、天使女子短期大学から天使大学看護栄養学部（看護学科・栄養学科）に改組転換し、さらに2004年に、大学院助産研究科助産専攻（専門職学位課程）、2006年に大学院看護栄養学研究科（看護学専攻・栄養管

理学専攻）をそれぞれ開設して、看護師、助産師、保健師、高度実践看護師、管理栄養士、栄養士、栄養教諭等を養成し、卒業生は北海道における看護・栄養分野を牽引するリーダーや、国内や世界各国で人々の生活支援に貢献する専門職業人として活躍しています。

本学の特徴は、創立から今日に至るまで、目の前の尊い人間の「いのち」に対して敬意を払い、高い知識と技術に裏打ちされた人格的な関わりのできる学生を社会に送り出すことです。「いのち」は単なる物質や細胞に尽きるものではなく、一人一人が個別の知性と感情をもつ豊かな存在であることを念頭に、学生たちが、人々の誕生から、食生活、健康・疾病、そして良き最期まで、思いやりのある「いのちの伴走者」であってほしいと願っています。

なお、先人たちが培った教育理念を受け継ぐために、学内のチャペルにおいて定期的にミサを行ったり、教職員が建学の精神「愛をとおして真理へ」を振り返るためのSD研修を実施しています。



看護学科 戴帽式

看護栄養学部の特色ある教育

●ディプロマ・ポリシー

看護栄養学部では、2020年度に三つのポリシーとカリキュラムの改訂を行いました。

新しいディプロマ・ポリシーでは、次の7つの能力を修業までに身につけることを重視し、学習成果を厳格に評価するためのアセスメント・ポリシーの制定についても検討しています。

- ・キリスト教的人間観に基づき人間を全人的に理解する能力
- ・環境と健康との関わりを理解する能力
- ・倫理に基づいて対象者を擁護する能力
- ・根拠に基づいて実践する能力
- ・ヘルスケアシステムにおいて、多職種とのコミュニケーションを通して

連携・協働する能力

・グローバルな視点を持ち、社会や他者に貢献する能力

●キリスト教的人間観に基づく教育

新しいカリキュラムでは「キリスト教学」などの科目を履修して自分自身を見つめ、他者を理解するための人間教育科目群を新設しました。また、全学年で開講する「人間形成とキャリアデザイン」によって、専門領域の活動の場を知り、自らが目指すキャリアや課題を設定して、主体的に学ぶ力を育成します。

●社会のニーズに対応した教育

また、新カリキュラムでは、地域包括ケアシステムの構築が推進される中で、地域で暮らす人々の生活や予防の視点について学習する科目、看護学科と栄養学科の学生が合同で履修する多職種連携科目、海外で活躍するための語学や「国際保健学」などの科目を充実させました。

こうした指定規則の学習内容に留まらない科目開講と多様な学習方略により、専門職業人として生涯学び続ける力を育み、併設する大学院の教育にもつなげています。

●短期大学時代から継承する教育

一方で、短期大学時代から大切にしてきた教育を継承しています。その代表的なものとして、看護学科の「生と死の看護ゼミ」、栄養学科の

「食といのちのゼミ」があり、グループ学習を通じて「いのち」や人との関わりを見つめます。

全学年を対象に実施する宗教行事や修養会、合唱コンクールなどで、学生は内省をしたり、友人や教職員との交流を深めます。

戴帽式（看護学科）やフードアンドライフ・ステップアップセレモニー（栄養学科）は、臨地実習へ参加するに当たり、2年次生がキャンドルに火をともしながら専門職業人になることを誓うセレモニーで、学生や保護者にとって思いに残る行事です。

●開学からの入学定員の充足

近年、北海道内の大学においては、栄養系学科の入学定員割れが多い中で、本学は開学以来、看護学科、栄養学科ともに入学定員を充足することができています。これは、学力・人物ともに優秀な多数の学生が入学をし、採用施設等から卒業生に対し、高い評価をいただいているためだと感謝しています。

大学院教育

●国内唯一の助産師養成専門職大学院

助産師免許を取得することができる助産研究科助産専攻助産基礎分野では、国際助産師連盟（ICM）が定めた助産教育の世界基準を満たし、実践能力の育成を重視した教育課程を編成

し、臨地実習においては、妊娠期保健相談、分娩介助、褥婦・新生児ケア等を、2年間で、一人の院生が100例以上経験しています。2008年に開設した教育分野では、後継者育成等の教育者を育成しています。

●研究型大学院を設置

看護栄養学研究科看護学専攻（修士課程）には、修士論文コース（公衆衛生、精神、成人、老年、母性、小児）、保健師コース、高度実践看護師コース（ホスピス緩和ケア、老年、精神）を、栄養管理栄養学専攻には博士前期課程と博士後期課程を設置し、修学を支援するために、学費の減免や、平日夜間・土曜開講、遠隔授業の実施、長期履修学生制度などを採用しています。

新校舎完成に込めた思い

本学が大切にしている思いが込められたデザイン・機能と学生や教職員等が癒され、笑顔になれる空間づくりを目指して建設された新校舎は、2020年3月に完成しました。

この校舎は、隣接する中庭とともに、中世キリスト教聖堂に学んで、細部に芸術的・宗教的な意匠を保たせつつ、全体として、「中心性と回遊性」という、内面と開放の深い理念を具現しました。

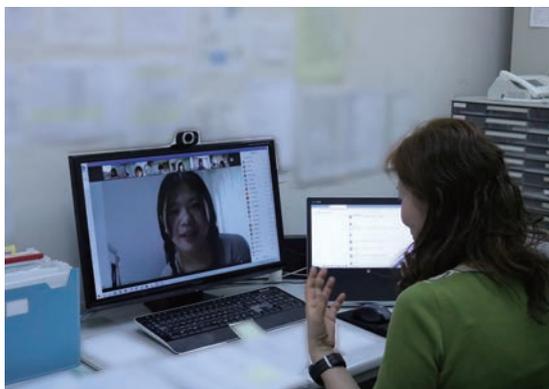
一階のラーニングコモンズ、グループ学習室、食堂・カフェはフレキシブルな設計で、中庭のマリア像から見守られる中で、学生は友人との語らいや食事、自己学習など、思い思いに過ごすことができます。

上階には、図書館、大講義室、看護学科実習室、栄養学科実験室、体育館などが設置されています。

コロナ禍でも学習を止めないために

人々の生活支援に貢献する専門職業人である看護師や管理栄養士の教育課程は、人との関わりを通じた学びが非常に重要です。グループワークや演習を多く設定したカリキュラムであるため、コロナ禍においていかに教育を展開するか、悩み多き日々となりました。

これまで一斉に行っていた講義は学生が自宅から参加するオンラインへと



栄養指導のロールプレイ

変更し、学内演習は登校日や登校時間を複数に分割して三密を回避した方法で実施しました。また、マスク着用と手洗いの徹底は言うまでもなく、学生間の距離が近くなる実技やグループワークはフェイスシールドの装着のも

とで実施しました。さらに、学内クラスタ発生予防策として、ロッカー利用、食堂利用、フリースペースの談話利用を制限し、最小限の学内活動のみで稼働するよう徹底しました。病院や施設での実習も必修であるため、受け入れ可能な病院・施設と協議し、実習日数と滞在時間の変更調整を行った

り、学内実習に切り替えるなど、工夫を凝らして実習に相当する学びを継続しました。

最近では、徹底した対策で感染拡大は防げるという理解が進み、徐々に施設利用を緩和し、登校頻度を増やし、日常を取り戻しつつあります。しかしながら、寒さの到来とともに増える感染拡大を注視しながら、難しい判断を迫られる最近の状況です。苦しい日々ですが、豊かな人間性に基づく専門職業人を育む使命を果たすために、知恵を絞り、学生の学習機会を確保するよう取り組む所存です。

◆◆寄稿者紹介◆◆

田畑 邦治（たばた くにはる）
2020年度から副理事長、学長に就任

資格取得・資格喪失報告書の事前受付 令和3年3月1日(月) 受け付け開始

業務部 資格課

毎年4月は、3月31日付けの退職や4月1日付けの採用による報告が集中します。加入者証等をできるだけ早く交付するため、私学事業団では、各種報告書等の「事前受付」を開始します。ぜひご利用ください。なお、この時期は電話が非常に込み合うため、加入者番号や被扶養者の認定確認のための照会は、書類提出から2週間経過後にお願いします。

●事前受付の対象となる報告書等

事由と発生日	対象となる報告書等
3月31日付けの退職	「資格喪失報告書 DL」 「任意継続加入者申出用資格喪失報告書 DL」
4月1日付けの採用 所属学校変更 被扶養者認定 ^{※3}	「資格取得報告書 DL」(短時間労働加入者用も含みます) ^{※1} ・新規資格取得 ・継続資格取得 ・再資格取得 ^{※2} 「所属学校等変更報告書 DL」 「被扶養者認定申請書 ^{※3} 」

※1 電子媒体での報告も可能です。ただし、短時間労働加入者用は除きます。
 ※2 任意継続期間(2年間)満了前の再資格取得は対象外です。
 ※3 資格取得と同時に申請の場合に限ります。

●提出上の注意

① 「資格取得報告書 DL」及び「被扶養者認定申請書」にはマイナンバーの記入が必要です。記入漏れのないよう注意してください。
 ただし、マイナンバーの確認書類は添付しないでください。
 ② 提出書類は、記入漏れや誤りのないよう注意してください。
 特に学校記号番号に誤りがあると、別の学校法人等の加入者として処理される恐れがあります。教職員等の個人情報(氏名、報酬月額、住所等)が記載された通知等が別の学校法人等宛てに送付されるのを防止するためにも、十分に注意して記入してください。
 なお、「資格取得報告書 DL」の「事務連絡先電話番号」欄に記入された電話番号と本事業団に登録されている学校法人等の電話番号、学校記号番号を突合し、誤った加入者登録を防

いでいます。必ず本事業団へ登録している電話番号を記入してください。
 ③ 「資格取得報告書 DL」を作成する際は、資格を取得する人の私学共済制度の加入履歴を確認し、「1.新規資格取得」、「2.継続資格取得」、「3.再資格取得」のいずれかの番号を○で囲んでください。
 ④ 「資格取得報告書 DL」の基礎年金番号欄は正確に記入してください。基礎年金番号がないときは、必ずその理由も記入してください。
 ※日本国内に居住している20歳以上の人には、基礎年金番号が付番されています。
 ⑤ 書類不備により返送等された場合は、処理が遅れるため、加入者証等の交付が遅くなります。
 ⑥ 継続資格取得者の資格取得処理は、前任校の資格喪失が確認できるまで保留となります。前任校の資格喪失が確認でき次第、加入者証等を交付します。
 ⑦ 継続資格取得の加入者に、前任校ですでに認定された被扶養者がいるときは、自動的に被扶養者として認定し、加入者被扶養者証を交付します。
 ⑧ 「被扶養者認定申請書」の提出は不要です(前任校が丙種校の場合を除きます)。

●報告内容の訂正

① 事前受付の報告書の内容に誤りがあったときは、必ず該当する訂正申

出書により手続きをしてください。
 なお、訂正の処理は4月1日以後に行います。

●加入者証等の取り扱い

① 加入者証等は3月中に学校法人等に届いた場合でも4月1日以後に該当者にお渡しください。事由発生日前の加入者証等を医療機関等に提示した場合、無資格受診となります。
 ② 3月31日退職者は、退職日までは加入者証等を使用して保険診療を受けることができます。加入者証等は退職後直ちに回収し、返納してください。
 ③ 「資格取得報告書 DL」と「被扶養者認定申請書」を同時に提出した場合でも、被扶養者の認定処理に時間がかかり、加入者本人の加入者証のみが先に送付される場合がありますので、ご了承ください。
 ④ 報告内容の訂正をした場合は、訂正処理後に正しい内容の加入者証等を送付しますので、訂正前の加入者証等は返納してください。
 正しい内容の加入者証等の発送は4月1日以後となります。

私学共済制度の加入者資格 Q & A

業務部 資格課

私学共済制度の加入者資格に関して、照会や誤解の多い点など、留意していただきたいポイントを紹介します。加入者の要件にかかる詳細は私学共済ホームページ又は「令和2年版 事務の手引」22〜38頁を参照してください。

Q 個人の意思等で加入や脱退を決めることはできますか。

A 私学共済制度の加入者資格は法令で定められたものであり、一定の加入者資格を満たすときは、必ず加入することになります（強制加入）。

このため、個人の意思等で加入しないことや、途中でやめること、短期給付や年金等給付のどちらか一方のみを選択して加入することはできません。

Q 非常勤やパート等で採用した者については、加入者としなくていいのですか。

A 私学共済法上の「教職員等」とは、「学校法人等に使用される者で学校法人等から報酬を受けるもの（私学共済法第14条）」とされており、採用形態や職種等で区別されません。正規雇用でない「非常勤」、「パート」、「アルバイト」等の採用であっても、加入者資格を満たすときは、必ず資格取得の手続きをしてください。

Q 非常勤やパートで短い時間だけ勤

務する人を採用した場合は、短時間労働加入者として加入手続きすればよいですか。

A 4分の3基準を満たす通常加入者とならないパートや非常勤職員であつても、短時間労働加入者の要件を満たすときは短時間労働加入者として私学共済制度の適用となります。

ただし、学校法人等全体で500人を超える規模がある「特定学校法人等」、又は「特定学校法人等」以外の学校法人等で、労使の合意を経て学校法人等单位で短時間労働者を私学共済の適用とする申し出を行った「任意特定学校法人等」である場合に限りま

Q 法人職員や収益事業部門に所属している職員、学校法人等が設置する保育園の職員も加入できますか。

A 前述のとおり、私学共済法上の「教職員等」とは、「学校法人等に使用される者で学校法人等から報酬を受けるもの」とされています。学校法人等内のどの部門に配属されている

かによって、加入者資格の有無を区別するものではありません。

Q 外国人の教職員は加入できますか。

A 国籍による加入制限はありません。加入者資格を満たすときは、必ず資格取得の手続きをしてください。

なお、社会保障協定を締結した相手国から日本に派遣された外国人等を採用したときは、私学共済制度の適用の一部又は全部が免除されます。

Q 加入者が休職する場合、加入者資格は喪失することになりますか。

A 産前産後休業や育児休業・介護休業を取得するときは、学校法人等からの報酬を受けなくても加入者資格が認められます。

また、「公務員の場合における休職の事由」に相当する休職であるときは、実態として当該学校法人等との間に、常用的な使用関係が認められる場合、報酬の支給の有無にかかわらず加入者資格を維持します。

ただし、常用的な使用関係が終了したものと認められるときは加入者資格を喪失します。

例えば、病気で休職をしている人に対し報酬が支給されない期間が一時的であり、使用関係が継続していると認められる場合は、加入者資格を継続します。しかし、復職する見込みがないことが明らかな場合は加入者資格を喪失します。

学校の設置・変更等をしたときの手続き

業務部 資格課

学校法人等が新たに学校を設置したとき（※）や、私学共済に加入している学校法人等が法人情報（代表者や法人所在地等）や学校情報（学校所在地や連絡先住所等）を変更したときは「学校法人等異動報告書」により届け出が必要です。

※付随事業や収益事業を開始したとき、幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行したときを含みます。

●新設・休校・廃校・設置者の変更をする場合

所轄庁の認可書の写し、変更後の寄附行為の写しを添付してください。

●代表者・住所（法人・学校・連絡先）等の変更をする場合

原則添付書類は不要です。複数の学校を設置している学校法人等が法人情報を変更するときは一括して処理しますので代表校から報告してください。学校情報の変更は、学校番号ごとに報告してください。手続きが遅れると加入者証等の交付に時間を要したり、私学事業団からのお知らせ等が届かなかつたりすることがありますので、速やかに手続きをしてください。

なお、設置状況により必要書類が異なることがあります。詳細は、私学共済ホームページを参照してください。

任意継続加入者制度のご案内

業務部 資格課・掛金課

退職の日まで引き続き1年と1日以上加入者であって、かつ75歳未満の人は、2年を限度として任意継続加入者となることができます。

●利用できる事業

短期給付事業 資格喪失後の傷病手当金・出産手当金の要件に該当している場合を除き、休業給付は請求できません。

福祉事業 貸付けと積立貯金は利用できません。

※年金等給付は継続加入できませんので、60歳未満の人は市区町村で国民年金の加入手続きをしてください。

●加入の要件

「退職の日まで引き続き1年と1日以上加入者であった者」

次の場合は加入できません。

- ・4月1日に採用し翌年3月31日に退職した
- ・退職前1年以内に任意継続加入者であった
- ・退職時に75歳以上である

●加入できる期間

「退職日の翌日から最長2年間で満了」
ただし、75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度の適用となるため、2年の満了前でも自動的に資格喪失します。

●加入の申し出手続き

退職の日から20日以内に、学校法人等を通して「任意継続加入者申出用資格喪失報告書」を提出してください。

任意継続加入の申し出は、3月の「事前受付」（本誌8頁参照）の対象となりますので、ぜひ利用してください。

※国民健康保険の保険料と任意継続掛金を比較する場合、離職の理由（解雇・雇止め等）や前年の所得の額によって国民健康保険料が軽減されることがあります。詳細は市区町村にお問い合わせください。

●加入の申し出の注意点

医療保険制度では、加入する制度に優先順位があるため、任意継続加入申し出後に、退職日の翌日から他の健康保険等へ被保険者（本人）として加入する場合は、任意継続の取り下げとなります。

他の健康保険等の被扶養者や国民健康保険に加入する場合は、任意継続加入が優先されるため、申し出を取り下げることはできません。任意継続加入者として加入し、掛金を納付した後に資格喪失の手続きが必要となります。

●任意継続加入者証等の送付

任意継続加入の資格取得処理後、届け出住所宛に「任意継続加入者証」（被扶養者には「任意継続加入者被扶養者証」と、「任意継続掛金納付通知書」及び「任意継続加入者のしおり」等を送付します。

在職中の「加入者証」、「加入者被扶養者証」及び「限度額適用認定証」や「高齢受給者証」等は必ず学校法人等を通して返納してください。

●任意継続期間中の掛金

任意継続期間中は、任意継続掛金（40歳以上65歳未満は介護分掛金を含みます）を全額自己負担します。

掛金額は、退職時の標準報酬月額又は標準報酬月額の上限額（令和3年4月以降38万円）のうちいずれか少ない額を基に算出されます。

●任意継続掛金の払い込み

納付方法は、毎月納付、半期ごとの前納又は年度末までの一括納付（前納割引制度あり）、口座振替（毎月納付）があります。

掛金は、「任意継続加入者証」等に同封する納付通知書により払い込んでください。

口座振替を選択した場合、「任意継続加入者証」等の送付時に「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（3枚組）」を同封しますので、別途手続きをして

ください。振り替え日は毎月28日です。
口座振替の開始月は、手続き完了後に送付する「任意継続掛金口座振替開始について（連絡）」に記載してありますので、それまでは納付通知書により払い込んでください。

納期限までに掛金の払い込みがない場合は、任意継続加入者の資格を喪失又は資格取得の取り消しとなります。

保険診療を受けていた場合、無資格受診となりますので注意してください。

任意継続加入の資格取得月と同月内に75歳に到達したときや、同月内に他の健康保険等に加入し、途中で任意継続の資格を喪失したときでも、その月の掛金は払い込まなければなりません。

●脱退（資格喪失）の手続き

任意継続加入期間が2年満了したときや、75歳に到達したときは、自動的に資格喪失します。

2年満了前に、国民健康保険（医師国保などの国民健康保険組合も含みます）への加入や、健康保険等の被扶養者になることを希望するときは、切り替えたい月の前月末までに「任意継続加入者資格喪失申出書」を提出し、「任意継続加入者証」等を必ず返納してください。また、健康保険等の適用がある職場に被保険者として再就職したときや、加入者が死亡したときも「任意継続加入者資格喪失申出書」の提出が必要です。

特定健康診査の結果データの提出期限と 特定保健指導の利用のお願い

福祉部 保健課

令和2年度特定健康診査 (事業主健診等) 結果の提出期限

加入者の特定健康診査は、学校法人等が実施する学校保健安全法又は労働安全衛生法に基づく定期健康診査の結果を私学事業団に提出することにより、特定健康診査を行ったものとみなすことができます。

令和2年度の特定健康診査の結果データ(4月1日～3月31日受診分)の**最終提出期限は、3年5月31日**です。定期健康診査が終了している学校法人等は、提出期限にかかわらず速やかに結果の提出をお願いします。

最終提出期限までに本事業団に特定健康診査の結果データの提出がなかった場合は、当該年度の結果通知(健康情報冊子「QUIO Plus(クビオプラス)」や「特定保健指導利用券」を送付できませんのでご了承ください。

※学校法人等からの特定健康診査に関する記録の写し等のデータ提供については、「高齢者の医療の確保に関する法律」第27条及び厚生労働省令(平成19年第157号)第14条に基づくものです。

なお、医療費が増大を続ける中、医療保険者別の特定健康診査及び特定保健指導の実施率が国が公表するなど、実施率の向上がますます求められています。

定期健康診査の結果の提出は、国が定めた特定健康診査及び特定保健指導の実施率の目標達成につながります。

目標を達成することで、後期高齢者支援金の負担が軽減され、短期給付分掛金率の抑制にもなります。

つきましては、2年度の加入者における目標実施率(私立学校教職員共済第三期特定健康診査等実施計画)の87・0%を達成できるように、学校法人等のご協力をお願いします。

※特定健康診査の結果提出の詳細は、私学共済ホームページ(事務担当者用ページ)▼福祉事業関係▼特定健康診査・特定保健指導をご覧ください。

令和2年度特定保健指導 利用券の有効期限

2年度の特定保健指導利用券の有効期限は、**3年7月31日**です。有効期限内に初回面談を受けるよう、対象者への利用勧奨をお願いします。

なお、特定保健指導の利用期間中に退職等で加入者資格を喪失した場合は、利用券の有効期限にかかわらず、その時点で特定保健指導は中止となります。ただし、任意継続加入者になる場合は、継続して特定保健指導を受けることができます。

なお、希望する学校法人等は、保健課、各ガーデンパレス共済業務課又は委託先である次の特定保健指導機関へ連絡してください。

●問い合わせ先

SOMPOヘルスポート(株)
〒03(5209) 8553

担当 平尾、松村

受付時間(平日) 10時～12時
14時～17時

「学校訪問型特定保健指導」を ご利用ください

特定保健指導を受ける場合は、契約を締結している医療機関等に、加入者自身が利用手続きをする必要があります。しかし、医療機関等の多くは土・日曜日・祝日が休診日のため、勤務との兼ね合いから特定保健指導を利用することが難しい状況となっています。

このため本事業団では、対象者の利便性を図るべく「学校訪問型特定保健指導」を実施しています。

この保健指導は、専門スタッフを学校に派遣し、空き教室等を使用して実施するものです。授業の合間に指導を受けられるため、毎年利用している学校法人等からは大変好評です。

日頃多忙な教職員の健康づくりの環境として、ぜひ利用を検討してください。

被扶養者の 特定健康診査の受診勧奨

被扶養者の特定健康診査の受診券は、学校法人等を通して加入者に配付しています。2年度分の**特定健康診査受診券の有効期限は、3年3月31日**です。

元年度の特定健康診査の実績では、受診券を使用した被扶養者等(任意継続加入者を含みます)は約3万5000人で、実施率は33・8%でした。これは、本事業団の被扶養者等の実施率目標である40・0%を下回っています。

特定健康診査は、メタボリックシンドロームだけでなく、生活習慣による病気のリスクを発見し、予防に役立てることができる健診です。

学校法人等からも、加入者に向けて被扶養者の受診を勧奨していただき、加入者とともに被扶養者の健康づくりにご協力をお願いします。

共済業務における押印の見直し

企画室

●一部の用紙で押印が不要となります

内閣府において令和2年11月13日に「押印を求める行政手続の見直し方針」が公表されたことに伴い、押印を求める手続の見直し等のための文部科学省関係省令の一部を改正する省令（令和2年文部科学省令第44号）が2年12月28日に公布され、その中で私立学校教職員共済法施行規則の一部が改正されました（3年1月1日施行）。この省令改正を受けて、私学事業団の共済業務における事務手続きについて押印の見直しを行うこととしました。

●押印が不要となる用紙

押印の見直しの詳細は、私学共済ホームページ（様式用紙等のダウンロード）に掲載している各様式用紙等のページ内で、押印見直しについて注釈を加えています。

現時点で用紙に加入者の印・学校法人等の代表者印の欄がある場合でも、押印を省略して提出することができます。

なお、押印欄を廃止した用紙（新用紙）は、準備が整い次第私学共済ホームページに掲載しますので、当面の間は現行の様式用紙等を使用してください。

人間ドック利用費用補助事業の見直し

福祉部 保健課

人間ドック利用費用補助事業は、令和3年4月1日受診分から、それまでの隔年度1回の補助から毎年度1回の補助に見直しを行います。

●見直し内容

毎年度1回の補助

補助率50%

補助上限額2万円

詳しくは、私学共済ホームページ（福祉事業）▼健康管理に役立つ▼人間ドックの利用費用補助）を参照してください。

私学メンバーズカードの年会費が改定されます

施設部 管理課

私学メンバーズカードは、サービス維持費用の増加により、年会費の永年無料サービスを改定し、令和3年4月から年会費が3300円（税込み）となります。

詳細は、私学共済ホームページ（きょうさいトピックス）をご覧ください。

●問い合わせ先

りそなカードインフォメーションセンター
0120（559）197

（土曜・日曜・祝日・年末を除きます）

在職中の年金の支給停止 「総報酬月額相当額」と支給停止額の変更月

年金部

●在職中の支給停止の概要

老齢厚生年金・退職共済年金の受給権者が在職中である場合、年金の報酬比例部分又は給与比例部分が支給停止となる場合があります。

●支給停止の基本的な考え方

「総報酬月額相当額」（※1）と「基本月額」（※2）が、「基準額」（※3）を超えた場合に、超えた額の2分の1に相当する額が支給停止となります。

※1 在職支給停止計算の対象となる月の標準報酬月額と、その月以前1年間の標準賞与額の総額を12で除して得た額の合計です。

※2 年金の報酬比例部分又は給与比例部分を12で除した額です。

※3 65歳未満は28万円、65歳以上は47万円（令和2年度の基準額）。

●よくある質問

Q 再雇用により報酬が下がりました。下がった月から年金の支給停止額が変わらないのはなぜですか。

A 支給停止額は「総報酬月額相当額」の算出に必要な標準報酬月額が改定された月に再計算されるため、改定月と報酬が下がった月が同じではな

い場合があるからです。

●標準報酬月額の改定

定年等による再雇用の際に、学校法人等が報酬月額の変動を私学事業団に報告するには、次の①②の方法があります。

①標準報酬月額改定：報酬が原則2等級以上増減した月から3か月間の報酬月額の平均を基に、4か月目に標準報酬月額が改定されるもの

②即時改定：60歳以上で定年等により退職し、1日の空白もなく再雇用により報酬が変わったときに、本人が希望した場合、再雇用の月から標準報酬月額が改定されるもの

①②どちらの報告をするかにより、標準報酬月額が改定される時期が異なるため、支給停止計算を行う時期も異なります。また、過去1年間の賞与支給の有無や額の変動によっても、支給停止額が変更となることがあります。

●職域相当部分の扱い

退職共済年金の職域相当部分、経過的職域加算額は、私学に在職中の場合、報酬等の額にかかわらず支給停止となります。

貸付金の償還 3月31日退職者の場合

福祉部 貸付課

貸付けを利用して加入者が退職等により資格喪失する場合は、最終の定期償還のほか、任意償還又は即時償還により、貸付金残額を必ず償還しなければなりません。

この場合、学校法人等は借受人の退職手当等から償還額を控除し、不足する場合は不足額を借受人から預かり、償還期限までに私学事業団へ払い込まなければなりません。定期償還の遅滞や退職手当から控除しなかった場合は、学校法人等に貸付制限をすることがあります。

今回は3月31日退職者の定期償還・任意償還・即時償還の事例を説明します。本誌1月号も併せて確認してください。

※定期償還を口座振替している学校法人等も、任意償還や即時償還は「払込取扱票」で払い込んでください。

定期償還

3月分の「定期償還等通知明細書」は3月中旬に学校法人等へ送付しています。借受人の給与等から償還額を控除し、学校法人等が本事業団へ払い込んでください。住宅貸付の団体信用保険制度に加入している場合は、最終定

期償還月まで適用されるため、保険料充当金の支払いも必要です。

定期償還の通知が任意償還や即時償還の通知書より後に届く場合や、資格喪失処理の直前に最終の定期償還が発生(例2)している場合がありますので注意してください。

任意償還の手続き

借受人が任意償還を希望する場合は3月15日(必着)までに「貸付金任意償還・団信制度脱退申出書DL」で全部任意償還を申し出てください。

この場合、最終の定期償還月は3月(定期償還期限は4月6日)となり、3月定期償還後の元金残が全部任意償還額(貸付日が2日の場合、任意償還期限は4月1日)となります。3月定期償還後の元金残は「定期償還等通知明細書(3月分)」の【定期償還元金残】欄で確認できます。

償還額を記載した「貸付金任意償還通知書」と「払込取扱票」は、3月8日(20日頃(申出書の締め切り日の翌月))にかけて、申出書の受付順に、学校法人等へ随時発送します。

払い込みが任意償還期限を過ぎた場合は、利息が発生するので、後日、学

校法人等を通して請求します。任意償還申出書は、償還期限までに確実に払い込みできる場合のみ、提出してください。

即時償還の手続き

「資格喪失報告書DL」を提出すると、資格喪失処理後、自動的に学校法人等へ貸付金即時償還通知書と償還期限の異なる複数枚の払込取扱票を送付します。

即時償還の最終の償還期限は、即時償還通知書の交付日から60日後となりますので、退職後に償還する場合は即時償還を利用してください。

払い込みが即時償還期限を過ぎた場合は、償還期限の翌日から払込日まで、1日当たり0.03%の延滞金を、後日学校法人等を通じて請求します。

例1 事前受付で3月上旬までに「資格喪失報告書DL」を提出し、4月1日に即時償還通知書が交付された場合

最終の定期償還月は3月(定期償還の償還期限は4月6日)となり、即時償還通知書等は4月初旬に発送(即時償還の償還期限は5月30日)します。

※「資格喪失報告書DL」の提出期限は事由発生後10日以内ですが、3月31日退職の「資格喪失報告書DL」は事前受付の3月1日から提出できます。

※事前受付で3月中旬以降に「資格喪失報告書DL」を提出した場合、最終の定期償還は4月(定期償還の償還

期限は5月6日)、即時償還通知書等は4月15日以降に発送となる場合があります。最終の定期償還月は3月とするためには「資格喪失報告書DL」を3月上旬までに提出してください。

例2 退職後、4月初旬に「資格喪失報告書DL」を提出し、4月15日に即時償還通知書が交付された場合

4月分定期償還のデータ抽出処理後に「資格喪失報告書DL」を処理するため、最終の定期償還月は4月となり(定期償還の償還期限は5月6日)、即時償還通知書等は4月15日以降に発送(即時償還の償還期限は6月13日)します。

再雇用等により加入者資格は喪失しないが、退職手当を支給する場合

住宅貸付の借受人に退職手当を支給するときは、学校法人等はその支給額を必ず控除して、即時償還に充てなければなりません。詳細は、「令和2年版事務の手引」955頁をご覧ください。

住宅貸付以外の貸付の場合は、将来の負担を軽減するため、借受人へ任意償還するよう勧めてください。

全部任意償還や即時償還の試算

私学共済ホームページ「事務担当者用ページ」▼福祉事業関係▼貸付け償還額の試算」で全部任意償還や即時償還の試算画面がダウンロードできます。

一部試算できない場合がありますので注意してください。

私学事業団ホームページ <https://www.shigaku.go.jp/>
 助成業務 https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm
 共済業務 <https://www.shigakukyosai.jp/> (私学共済ホームページ)



共済事業本部
 〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321(代表)
 電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が
 確認できるものをお手元にご用意ください。

任意継続加入者への 掛金納付通知書等の送付

- 令和3年3月中に任意継続加入期間が満了する人
 3月上旬に、「任意継続加入期間満了のお知らせ」と
 国民健康保険等へ加入する際に必要となる「資格証明書」
 を任意継続加入者の届け出住所宛てに送付します。
- 3年4月以降引き続き任意継続加入期間のある人
 金融機関で払い込みをしている場合、3月上旬に3年
 度分の「任意継続掛金納付通知書」を任意継続加入者の
 届け出住所宛てに送付します（口座振替で払い込みをし
 ている場合は送付しません）。
- 3年度中に満75歳になり、後期高齢者医療制度の
 対象となる人

75歳の誕生日（資格喪失日）の属する月の前月分まで
 の「任意継続掛金納付通知書」を送付します。75歳の誕
 生月以降は、広域連合に後期高齢者医療制度の保険料を
 納付することになります。

なお、誕生月の前月に事前連絡書及び75歳未満の被扶
 養者が国民健康保険等に加入する際に必要となる「資格
 証明書」を任意継続加入者の届け出住所宛てに送付しま
 す（「資格証明書」は、被扶養者の有無にかかわらず、
 すべての人に送付します）。

【業務部 資格課・掛金課】

スチュワードシップ活動（株主議決権行使 状況を含む）報告を公表します

私学事業団は、資産保有者としての機関投資家として、
 金融庁が定めた日本版スチュワードシップ・コードを受
 け入れ、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」
 を公表しています。

方針で定めるとおり、運用受託機関との対話の内容や
 株主議決権の行使状況等をまとめた令和2年度のスチュ
 ワードシップ活動についての報告書を、3年2月下旬に
 私学共済ホームページ〔年金資産の運用〕に掲載します
 ので、ご覧ください。

【資産運用部】

私学共済ホームページ〔事務担当者用ページ〕 のパスワードを令和3年3月から変更します

私学共済ホームページ〔事務担当者用ページ〕に設定
 しているログインパスワードを3月1日（月）から変更
 します。ユーザー名に変更はありません。

- 事務担当者用ページは、共済業務の事務に関する情報
 を時機に応じて掲載しています。業務の一助としてぜ
 ひ活用してください。

【広報相談センター 広報班】

貸付けの申込締め切り日 ご注意ください

3月22日（月）送金分は2月26日（金）が締め切り日
 となります。締め切り日（毎月15日・月末）が土・日曜
 日・休日のときは繰り上がりますので注意してください。

【福祉部 貸付課】

2月の共済業務スケジュール

1日(月)	掛金等	12月分納期限
2日(火)	貸付	送金
6日(土)	貸付	1月分定期償還期限
10日(水)	貯金	払込期限（必着）
15日(月)	貸付	3月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
22日(月)	貯金	送金
	貸付	送金
25日(木)	貯金	払戻・解約請求締め切り
	積立共済年金	脱退申出等締め切り
26日(金)	貸付	3月22日送金申し込み締め切り

3月の共済業務スケジュール

	資格	事前受付開始
1日(月)	掛金等	1月分掛金等口座振替（自振校のみ）
	掛金等	1月分納期限
	貸付	2月分定期償還口座振替（自振校のみ）
2日(火)	貸付	送金
6日(土)	貸付	2月分定期償還期限
10日(水)	貯金	払込期限（必着）
15日(月)	貸付	4月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

〔「月報私学」はホームページにも掲載しています〕

委員就任のお知らせ

◆運営審議会

令和3年1月1日付

新任 小原 芳明

「月報私学」ホームページ掲載のご案内

私学事業団では、刊行物「月報私学」をホームページに掲載しています（PDF形式）。

毎月各学校等へ送付しておりますが、部数に限りがありますので、ぜひホームページもご活用ください。

■私学事業団ホームページ〔広報誌・刊行物一覧▶月報私学〕

■原則毎月1日更新

【企画室】

☎03(3230)7809~7811

Eメール kikaku@shigaku.go.jp

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

助成業務の貸付金にかかる償還のご案内 (令和3年3月分)

助成業務の貸付金にかかる元金・利息の償還については、契約締結後に送付した「償還年次表」及び後日送付する「貸付金返済期日のご案内（払込通知書）」を参照のうえ、払込指定期日までに私学事業団指定口座に入金してください。

払込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日（本事業団の口座に入金された日）までの期間について、延滞金が発生しますのでご注意ください。

また、償還金の振り込みに当たっては、次の点に留意してください。

① 「貸付金返済期日のご案内（払込通知書）」の「振込依頼書」を使用し、「電信扱い」にしてください。

② インターネットバンキング等を利用する場合は、「振込依頼書」に記載の法人番号と法人名を通信欄に入力して、お振り込みください。

③ 償還金は、設置学校ごとに分割して振り込まず、必ず「学校法人単位」で一括してお振り込みください。

※私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶融資▶貸付金にかかる返済について（令和3年3月分）〕も併せてご覧ください。

【融資部 融資課】

☎03(3230)7871~7873

Eメール yushi@shigaku.go.jp

受配者指定寄付金 寄付金配付申請書類の受け付け

令和2年度の寄付金配付申請については、**3月5日（金）を締切（必着）**とします。年度内に寄付金の配付（送金）を必要とされる場合は、期限までに配付申請書類の提出をお願いいたします。配付の対象となる寄付金は、原則として、受領書が発行された寄付金の範囲内となっておりますのでご注意ください。

寄付金受領日は、寄付金が私学事業団に着金した日付となりますが、3月末は寄付金の受け入れが集中するため、受領書発行にお時間を要しますことをあらかじめご了承ください。

なお、寄付金の入金は、原則学校を経由して行っているため、寄付者の決算日などの都合により、やむを得ず寄付者から本事業団へ直接寄付金の入金をする必要がある場合には、入金トラブル防止の観点から、必ず事前にご相談くださいますようお願いいたします。

【助成部 寄付金課】

☎03(3230)7317・7318

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

令和2年度版『今日の私学財政（大学・短期大学編）』を送付しました

令和2年度学校法人基礎調査にご協力いただいた大学・短期大学を設置する学校法人に、令和2年度版『今日の私学財政（大学・短期大学編）』（CD-ROM）を1月末に送付しました。

財務分析など学校経営の参考としてご活用ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7846~7848

Eメール center@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

GoToトラベルの適用については、ホームページ(しがくのみやど)等で確認してください。

京都 白河院

〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町16 ☎075(761)0201

JR「京都」駅・阪急「京都河原町」駅・京阪「三条」駅それぞれから、⑤番「国際会館駅・岩倉」行きバスで「岡崎法勝寺町」下車、すぐ前

宿泊プラン 本格的京会席コース

季節感を生かした本格的な京会席料理、池泉回遊式の日本庭園、そして大正時代の数寄屋建築をお楽しみいただけます。

1泊2食(1名様)

13,400円 14,500円 15,700円

(夕食の内容により料金が異なります)

取扱期間：通年(繁忙期 年末年始を除きます)

※京都市宿泊税200円を含みます。



白河院

志賀高原 やまゆり荘

〒381-0401 長野県下高井郡山ノ内町大字平隠7148 ☎0269(34)2102

JR「長野」駅東口から「志賀高原」行き急行バスで70分又は長野電鉄「湯田中」駅からバスで約40分、いずれも「蓮池ひろば」下車、徒歩5分

通常プラン

2,000メートル級の山々に囲まれた志賀高原。北アルプスを眺めながらパウダースノーのスキーを楽しめます。やまゆり荘では自慢の夕食を用意してお待ちしています。

1泊2食(3~4名1室 / 1名様)

(2名1室 / 1名様)

(1名1室 / 1名様)

取扱期間：通年

8,000円

8,500円

9,100円



夕食(イメージ)

融資事業のご案内

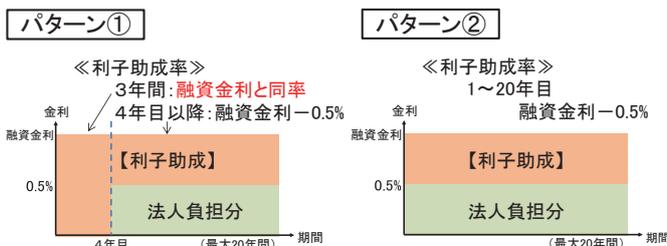
詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

旧耐震基準で建設された校舎・園舎の建て替え事業(耐震改築)や、防災(耐震)機能強化の補助金対象となった改修事業(耐震改修)に、私学事業団の融資をご利用いただくと、一定の要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。

利子助成は二つのパターンがあります。

【イメージ図：返済期間20年の場合】



※事業を行う学校の種類や事業内容により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。
※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。
※返済期間が20年を超える場合の利子助成率はイメージ図と異なります。詳しくはお問い合わせください。

耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■ 主な事業と融資金利(令和3年1月現在)

主な事業内容	返済期間(据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	年% 0.80	年% 0.50	年% 0.305	年% 0.402
寄宿舎などの建築・用地取得	0.90	0.60	0.405	—
園バスや備品などの購入	—	—	0.305	(5.5年以内) 0.302

※返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、1貸付契約当たりの融資額が10億円以上の場合にご利用いただけます。また、木造建築については、対象となりません。
※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862~7868
Eメール yushi@shigaku.go.jp